

手数料返戻金に関して

当社が有料職業紹介事業を行なった場合に、求人者より申し受けた紹介手数料の返戻金に関しては、下記の通りとします。

- 1 紹介者が採用された日から3ヶ月以内に、当人の一身上の都合で退職した場合、紹介事業者は既に求人者から受領した紹介手数料の一部を求人者に返金するものとする。
- 2 紹介事業者が求人者に紹介手数料の一部を返金する場合、その返金額は紹介手数料の50%相当額を超えない範囲で、求人者、紹介事業者の協議により決定する。

許可番号

14-ユ-300028

事業所の名称及び所在地

株式会社ケイ・エム・ディ・エス

横浜市中区本町一丁目3番地
